コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般			_	本ガイドライン改定において、経営陣の関与に関する記載が「主体的」から「主導的」に変更されているが、どのような意図で改定されたのでしょうか。 経営陣の意識改革というだけでなく、具体的な対応として何かを求められているのでしょうか。具体例があれば示していただけないでしょうか。	
2	全般			_	I-1の文中で、「経営陣の主体的な関与も含めた」を「経営陣が主導的に関与して」と変更されるとともに、I-2で経営陣の関与を記載した文言の多くが、「主体的かつ積極的に」の文言から、「主導性を発揮して」と変更されている。これらの改正は、あくまでも、より的確に意図を明示するためのものであり、これまでのガイドラインで示されてきた経営陣の役割の内容を変更する趣旨ではないと理解してよいか。	
3	全般	_	_	_	経営陣の関与について「主体的(かつ積極的)な関与」から「主導的に関与」「主導性を発揮」に変更した 趣旨を示してほしい。	
4	全般	_	_	_	経営陣の「主導的関与」が追加されたが、これまでの「主体的関与」との違いについて具体的に説明頂きたい	
5	全般	_	-	_	現行の「経営陣の主体的な関与」の文言が改正案では「経営陣が主導的に関与」に変更され、現行の「主体的かつ積極的に」の文言が改正案では「主導性を発揮」の文言に変更されています。この改正はどのような意図でしょうか。報告を受けるだけでは足りず、自らが企画・立案に参画するという趣旨でしょうか。	マネロン・テロ資金供与対策における経営陣の関与は、経営陣自らが実施する主体となるというよりも、関連部門を適切に支援し、導く(主導する)ことが求められるものであり、その趣旨を明確化するために表現を変更したものです。
6	I ネングロウス イングロウス イン・ロップ イン・ロップ イン・リング 日本 イン・ロップ はいまれる 一年 イン・マーン テ供に本方 第	_	_	_	I-1「経営陣が主導的に関与して」とありますが、主体的な関与と主導的な関与の違いはどのようなものでしょうか?	
7	I -2 金融機関 等に求め られる取 組み	陣の関	ı	_	1-2(2)および2-2(1)の対応が求められる事項について、経営陣が主導性を発揮するとある。従来の経営陣が主体的かつ積極的に関与するとされていた事項との違いをどのように考えればよいか。	
8	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_	_	1-2(2)および2-2(1)の対応が求められる事項について、経営陣が主導性を発揮するとある。従来の経営陣が主体的かつ積極的に関与するとされていた事項との違いをどのように考えればよいか。	

No.	該当箇所				コメントの概要	金融庁の考え方
9	I ネングロ与係的 ーーダ及資対る考 ローンテ供に本方	_	_		マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方および金融機関に求められる取り組みの経営陣の関与・理解については、経営陣が主導的に関与してとか、経営陣が管理のためのガバナンス確立等に主導性を発揮するとか、改正案では経営陣のリーダーシップに問題があるとの書きぶりですが、このような抽象的な表現よりも、事例を掲げて「経営陣の主導」を具体的な指摘されたほうが分かりやすいのではないでしょうか。また、経営陣に問題があれば、それを糾弾し経営陣にその職を辞するように表現に変えるべきではないでしょうか。表現が曖昧で、金融庁における危機感が金融機関に伝わらないのではないでしょうか。	じて、金融機関等との議論を継続しつつ、当庁の考えを伝えてまいりたいと思
10	I -4 本ガイドラ インの位 置付けと 監督上の 対応	_	_	ı	リスクベース・アプローチについては、先ず「犯収法におけるリスクベース・アプローチに係る規定の導入」が削除されることとなっていますが、「本ガイドラインの位置付けと監督上の対応」において、金融機関は犯罪収益移転危険度調査書に基づいてリスク評価書を作成するなどの基本的な事項が記述されていることから、何らかの形で残していただきたい。また、犯罪収益移転危険度調査書は毎年、国家公安委員会から公表されており、金融機関においては金融業界だけでなく、その他特定事業者に属する業界の事案についても知っておいて無駄になることはなく、全国レベルの犯罪収益移転危険度調査書および自金融機関の疑わしい取引の届出などの情報も併せてリスク評価する旨の表現していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
11	Ⅱ −1 リ スクベー ス・アプ ローチの 意義	_	_		改正案では、「リスク許容度」という文言が追加されましたが、どのような意味でしょうか。リスクの特定・評価をした上で、自社にてマネロン・テロ資金供与に係るリスクを受け入れ可能な限界点、という意味でしょうか。また、特定事業者にて「リスク許容度」を明示的に策定することが求められるでしょうか。	
12	Ⅱ −1 リ スクベー ス・アプ ローチの 意義	_	_	_	「リスク許容度の範囲内」の目安の具体例をお示し頂きたい またはアプローチの参考となる算定手法などあればお示し頂きたい	低減措置実行後の残存リスクが、当該金融機関等のリスク管理上許容できる 範囲内に収まることを意味します。
13	Ⅱ −1 リ スクベー ス・アプ ローチの 意義	_	_	_	II - 1について、リスク許容度の範囲内とある。リスク許容度とは、マネロン/テロ資金供与リスクを金銭的価値として評価するようなことを意図しているのか、それとも、定量的な数値を設定して評価することを意図しているのか、具体的に意図するものを教えていただきたい。	

No.	該	当箇所		コメントの概要	金融庁の考え方
14	II -2 リ スクの特 (1)リ 定・評価・ の特 低減		【対原 が求めれる 事項 ②	「国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、」との語句が削除された趣旨・理由について説明してい ただきたい。	
15	II -2 リ スクの特 (1)リ 定・評価・ の特 低減		- められる	Ⅱ-2(1)【対応が求められる事項】②について、「国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、」との文言が削除されているが、削除した理由についてご教示いただきたい。 ※ 特段の意図はなく、その前の①に、国によるリスク評価書の結果の勘案について記載されているこ】とから、単に②からは削除しただけの趣旨と理解してよいか。	II -2(1)リスクの特定【対応が求められる事項】②において、「国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも」という文言を削除しましたが、これは、同(1)
16	II - 2 リ スクの特 (1)リ 定・評価・ の特 低減		- められる	改正案では、現行の「国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、」の文言が削除されています。これはリスクの特定に当たり犯罪収益移転危険度評価書(NRA)を勘案する必要はないとの趣旨ではなく、	【対応が求められる事項】①において、「国によるリスク評価の結果」を十分に勘案していることが前提となっているため、同②においては、「自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮」することに注力していただきたいという趣旨に整理したものです。
17	II -2 リ スクの特 定・評価・ の特 低減		が求 _ めら れる	「国によるリスク評価の結果等」の例として、国家公安委員会が年次で公表している「犯罪収益移転危険度調査書(NRA)」が思いあたります。 削除の趣旨は、そうした情報のみに頼ることなく、自らの個別具体的な特性を考慮した検証を求めるものと理解しています。 】ただ、もし引続き「犯罪収益移転危険度調査書(NRA)」も勘案すべきということであれば、どのような観点で確認したら良いでしょうか?	
18	II - 2 リ スクの特 (1)リ 定・評価・ の特 低減		【対派 が求られる 事④	(供与リスクを検証すること)とめるか、「新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して 行う取引その他の新たな態様による取引」に限らず既存の商品・サービスであってもマネロン・テロ資金 は供与リスクを検証する必要があると考えるが、「新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を 活用して行う取引その他の新たな態様による取引」に限定して「商品・サービスのリスクの検証、及びそ	る取引を行う場合」に限定するものではございません。しかし、「新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態

No.	該当箇所				コメントの概要	金融庁の考え方
19	II - 2 リ スクの特 (1 定・評価・ 低減	i)リスク の特定	_	【対成 が が あれ 事 ④		貴重なご意見として承りますが、金融機関等は、自らの業務・サービス等がマネロン・テロ資金供与に利用されないよう、リスク評価に基づき、リスクベースで管理態勢を整備する義務を負います。こうした自らの業務・サービス等への影響の観点から、リスクベースの管理の一環として、提携先等のマネロン・テロ
20		I)リスク の特定	_	【対応 が求らる 事項】 ④	「新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること」とあるが、例えば不動産ファンドビジネスにおいて委託先については特定事業者ではないためマネロン・テロ資金供与リスクに係る管理体制が整っていない例がある。具体的には、PM会社などがそうであるが、こういった業者についてマネロン・テロ資金供与リスクに係る管理体制が整っていないことを以って、業務の委託を行えないとすると業務の運営に支障をきたすと考えている。勿論、委託先が制裁対象企業や反社会的勢力である場合は別だが、当該委託先が特定事業者でない場合においてマネロン・テロ資金供与リスクに係る管理体制が整っていないことを以って、業務の委託を断念しなければならないわけではないということを確認したい。	
21		I)リスク の特定	_	【対がめれる 事④		ご理解のとおり、提携先等のリスク管理態勢の有効性を検証するために確認 すべき検証内容や深度等については、リスクに応じてご判断いただくこととなり ます。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
22	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_		新たな商品サービスを取り扱う場合のマネロンリスク検証において、提携先や委託先といった第三者の「リスク管理態勢の有効性」の検証が求められているが、具体的にはどのような確認や検証が考えられるのでしょうか。	
23	II -2 リスクの特定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_	【対成がめれる事④	「新たな商品・サービスを取り扱う場合や、・・・その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること」について、より実効性のある取組を行う観点からリスクベースで判断するための着眼点を示してほしい。	これまで取扱いがなかった商品・サービス等の提供を開始する場合のほか、 国内外の事業を買収することや業務提携等により、新たな商品・サービスの取 扱いが発生する場合、直面するリスクが変化することから、営業部門と管理部 門とが連携して、事前にマネロン・テロ資金供与リスクを分析・検証することが 必要であると考えます。
24	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_	【対 が が あ る 事 ④	II-2リスクの特定・評価・低減(1)リスクの特定【対応が求められる事項】④の記載は、令和2年12月25日付で貴庁がパブリックコメントを実施している「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正案におけるII-3-6外部の決済サービス事業者等との連携における、インターネット口座振替サービス等の方法により預貯金口座と連携させる決済サービスにおいても該当すると思われます。この場合において、「当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先…のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること」について留意する事項があれば、ご教授ください。	
25	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_	が求 める 事項】	改正案では、「当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含め」との文言が追加されていますが、「当該商品・サービスのリスクの検証」や「その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含め」とは検証事項の1例であり、例示項目である(他の事項の検証も許容される)という理解でよろしいでしょうか。 また、改正案では、「その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含め」との文言が追加されていますが、提携先、連携先、委託先、買収先等が存在する場合の考慮要素である(存在しない場合は適用がない)ということでよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、II -2(1)リスクの特定【対応が求められる事項】①~③で求めている包括的かつ具体的な検証を実施するに当たり、同【対応が求められる事項】④に記載されている事項についても検証する必要があります。
26	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_		改正案では、「提携先」と「連携先」が追加されていますが、どのような意味の違いがあるのでしょうか。 また、「提携先」とは、業務提携先、資本提携先を意味するのでしょうか。	ある商品・サービス等の提供を他の事業者と提携等して行う場合については、 様々な取引形態が考えられるため、「提携先」等を例として挙げたものであり、 「業務提携」や「資本提携」の場合も含まれ得るものと考えます。

No.		該当箇	听		コメントの概要	金融庁の考え方
27	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	⁽¹⁾ リスク の特定	_	めら れる	リスク特定先を連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性を評価するためには各関係先の内部管理態勢の情報が必要となると思われるが、現行の犯収法等では、情報の取得にも限界があるため、現実的には公知情報や、アンケート形式で得られる範囲の情報を基に判断することが想定される。本項で求められる水準は、このような整理で充足されますか。	携先等に応じ、当該リスク管理態勢の有効性を含めたマネロン・テロ資金供与
28	II -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_	が求 める 事項】	「II-2 リスクの特定・評価・低減(1)リスクの特定【対応が求められる事項】④」に関しては、商品・サービスの提供に係る委託先等のマネロン・テロ資金供与対策態勢の実効性に対するリスク評価の実施や継続的なリスク評価の見直しについても追加頂きたい。商品・サービスの提供に係る販売を第三者に委託する場合(例えば、投資信託の募集販売を銀行・証券会社等に委託する場合)には、当該第三者においてCDDが適切に実施されているかを含むマネロン・テロ資金供与リスクの管理態勢の実効性を調査し、リスク評価の上、講ずべき低減措置を判断・実施するプロセス(販売会社デュー・ディリジェンスの実施が必要と考えます。また委託先等のリスク評価は、新たな商品・サービスの導入の際に留まらず、継続的に見直しを行うべきであると考えます。	ご指摘の点に関しましては、「販売委託先」として、II -2(1)リスクの特定【対応が求められる事項】④に記載している「委託先」に含まれるものと考えます。
29	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(1)リスク の特定	_	が期待さ	現行の「一定量の疑わしい取引の届出がある場合に、単に届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、部門・拠点間等の比較等を行って、自らのリスクの検証の実効性を向上させること」が改正案では削除されています。この削除の理由ですが、改正案において II ー2(2)【対応が求められる事項】新③が追記されたことに伴い、旧b.を削除したとのことでしょうか。	疑わしい取引の届出状況等の分析をリスクの特定の場面において活かすことを排除する趣旨ではなく、これらの分析結果は、リスクの評価に際して特に考慮されるべきものであると整理し、II -2(2)リスクの評価【対応が求められる事項】②③に明記しました。
30	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(2)リスク の評価	_	が求 める 事項】	改正案では、リスク「の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること」との記述が追加されていますが、「疑わしい取引の届出の状況の分析」は考慮する際の例示項目である(他の事項の検証も許容される)との理解でよいでしょうか。また、改正案では、「疑わしい取引の届出の状況等」との文言が使用されていますが、「状況等」に関して、疑わしい取引の届出の状況以外にどのような考慮要素を想定しているのでしょうか。さらに、「分析等」とありますが、分析以外でどのような対応を想定しているのでしょうか。	届出の状況等の分析を挙げています。 ご指摘の「等」については、口座の不正利用状況や、捜査機関等からの外部 照会、警察からの凍結要請、報道等から分析した金融犯罪の手口や被害状
31	Ⅱ −2 リ スクの特 定・評滅 低滅	(2)リスク の評価	_	【対成 が求らる 事②	「II-2 リスクの特定・評価・低減(2)リスクの評価 【対応が求められる事項】②」に関して、以下の通り、 追記頂きたい。リスク評価を行う際に分析を行う定量情報については顧客リスクの推移や分布、商品・ サービスのリスクを定量化し評価するなどの手法も考えられることから、疑わしい取引の届出件数等の みに留まるような記載でなく幅広い定量情報を参考にするよう促す記述がよいと考えます。 【変更前】 上記1の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること 【変更後】 上記1の評価を行うに当たっては、幅広い定量情報を参照し分析等を考慮すること。例えば疑わしい取 引の届出の状況等の分析等を考慮すること	ご指摘の点は、II -2(2)リスクの評価【対応が求められる事項】①の「具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施すること」に含まれております。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
32	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(2)リスク の評価		が求 めら れる	改正案では、「疑わしい取引の届出の状況等の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること」が新設されていま。これは、II -2(1)【対応が期待される事項】IIBLが削除されたことに伴い II -2(2)【対応が求められる事項】新③に格上げになったことによるものでしょうか。また、改正案で追加された「部門」や「拠点」とは(営業)部門や(営業)拠点が複数ある場合において定量情報をそれぞれ考慮するという趣旨でよろしいでしょうか。	疑わしい取引の届出状況等の分析をリスクの特定の場面において活かすことを排除する趣旨ではなく、これらの分析結果は、リスクの評価に際して特に考慮されるべきものであると整理し、II -2(2)リスクの評価【対応が求められる事項】②③に明記しました。ご指摘の「部門」や「拠点」については、ご理解のとおりです。
33	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(2)リスク の評価	ı		改正案では、現行の【先進的な取組み事例】が削除されています。この削除はどのような理由によるものでしょうか。現行の【先進的な取組み事例】は引き続き有用なpracticeであるものの、ある程度浸透したため、【先進的な取組み事例】とまでは言えなくなった(ので削除した)という趣旨でしょうか。	当該事例は、既に多くの金融機関等において実施している事例であり、「先進的な取組み事例」とはいえないことから、削除しております。
34	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(2)リスク の評価	_	_	上記の改正項目に関して、リスク格付等に関連する記載が広く削除されているが、背景や理由を明確にして頂きたい。 先進的手法の指標としてリスク格付等を導入してきた経緯がある為、単に一斉削除されると今後の対応方針を策定することが困難となる。 リスク格付けに代わる手法を推奨するのであれば、代替するものを例示頂く、もしくは併記する等の工夫をして頂きたい。	
35	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		_	上記の改正項目に関して、、リスク格付等に関連する記載が広く削除されているが、背景や理由を明確にして頂きたい。 先進的手法の指標としてリスク格付等を導入してきた経緯がある為、単に一斉削除されると今後の対応方針を策定することが困難となる。 リスク格付けに代わる手法を推奨するのであれば、代替するものを例示頂く、もしくは併記する等の工夫をして頂きたい。	本ガイドラインでは、金融機関等に対し、全ての顧客について顧客リスク評価を行うことが重要であることを明記するため、【対応が求められる事項】として整理していますが、その手法については、従前の取扱いを排除する趣旨ではありません。
36	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		_	Ⅱ-2(3)(ii)の「顧客管理」に関する記載について、現行の「顧客類型」や「顧客リスク格付」という表現が削除され、「顧客リスク評価」との表現に統一されているが、この「顧客リスク評価」の方法としては、従来どおり、①顧客類型ごとにリスク評価を行う方法、②(格付を付す手法を含めて)顧客ごとにリスク評価を行う方法—のいずれも想定している(認められる)との理解でよいか。	
37	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	_	顧客類型ごとにリスク評価の文言が、顧客リスク評価に変更になっています。 これは、顧客類型ではなく顧客単位でリスク評価をし格付けを付与するという意味になるのでしょうか。 また、顧客リスク評価の定義をご教示ください。	

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
38	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		_	今回「自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し」とした理由について、小規模な金融機関に対して十分な備えもなく分不相応なリスクをとらないよう求めるとともに、国際業務を行うことを期待されているメガバンク等については、必要に応じてリスクに応じた厳格な顧客管理等も行うことを前提に、必ずしもリスクが高くないと判断した場合には過度に委縮することなく、業務を要請するという意図があるということでよろしいでしょうか。 昨今、メガバンク等でも、資金移動業者等という特定の業種というだけで、銀行の方針として現状維持以上の新規の取引を行わない様にしていることも散見され、その点についても改善を求めるようにしていただきたい。	
39	II - 2 リスクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		_	ニタリング・フィルタリングにおける継続的な顧客管理については、中小・地域金融機関が単独で行うには難しい面もあることから、各業界団体において共同システムを開発するよう、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに明示していただくことはできないのでしょうか。	貴重なご意見として承りますが、どのような手法を用いてマネロン・テロ資金供与対策を実現するかは、金融機関等の経営上の判断の問題となります。そのため、本ガイドラインにおいても、一律にシステムの導入を求めているわけではありません。また、共同システムの活用については、本ガイドライン(I-3 業界団体や中央機関等の役割)に記載されているとおり、必要かつ適切な場合に、業界団体や中央機関等が、その共同運用の促進等に指導的な役割を果たすことが重要であると考えます。
40	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		_	Ⅱ-2(3)(ii)に「、自らの規模・特性や業務実態等」との文言が追加されている。この追加の趣旨は、あくまでも、これらの特性によって顧客評価の手法が金融機関によって異なり得ることを、より的確に意図を明示するために追加したとの理解でよいか。	そのような理解で差し支えありません。
41	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		_	「II-2 リスクの特定・評価・低減(3)リスクの低減(iii)」に関して、販売委託先管理(Distributor Due Diligence)を新設頂き、投資信託の販売委託先管理に関する記述を追加して頂きたい。(委託元である投資運用業者及び委託先である投資信託販売会社におけるDDDの必要性に関する共通の認識を持つため。) 自らの金融商品の販売を第三者に委託する場合(例えば、投資信託の募集・販売を銀行・証券会社等に委託する場合)には、当該第三者においてCustomer Due Diligenceが適切に実施されているかを調査し、リスク評価の上、講ずべき低減措置を判断・実施するプロセス(DDD)の実施が不可欠だと考えます。販売委託先管理は、販売委託の開始時だけではなく継続的に行い、販売委託先におけるリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施することが必要です。なお、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した販売委託先については、より厳格な販売委託先管理(Enhanced Due Diligence)を行うことが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な販売委託先管理(Simplified Due Diligence)を行うなど、円滑な委託先管理の実行に配慮し適切な資源配分を行うことも重要と考えます。	ご指摘の点に関しましては、「販売委託先」として、本ガイドラインの II - 2(1) リスクの特定【対応が求められる事項】④に記載している「委託先」に含まれる ものと考えます。

No.	該当箇所				コメントの概要	金融庁の考え方
42	Ⅱ -2 リ スクの特 ((定・評価・ 低減		(ii)顧	めら れる	改正案では、「顧客リスク評価」という文書が使用されています。この文言はどのような意味を有するのでしょうか。現行の「顧客についてリスク評価」の文言と異なる意味を有するのでしょうか。改正案Ⅱ−2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥の修正や現行Ⅱ−2(3)【対応が求められる事項】』.の削除とも関連しますが、改正案では個別顧客毎の顧客リスク格付が必要なのでしょうか。	
43		3)リスク の低減	(ii)顧	【対がめれ事 ⑥	現行では「共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により」という文言がありますが、改正案では当該文言が削除されています。今回の改正により「共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと」により顧客リスク評価を行うことは認められないのでしょうか。	本ガイドラインでは、金融機関等に対し、全ての顧客について顧客リスク評価 を行うことが重要であることを明記するため、【対応が求められる事項】として 整理しましたが、その手法については、従前の取扱いを排除する趣旨ではあり
44	Ⅱ -2 リ スクの特(3 定・評価・ 低減			【対がめれ事 ⑥	「利用する商品・サービスや顧客属性等を踏まえてリスク評価を行う」にあたっては、現行ガイドラインに 準拠した「利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行う」方法も 引き続き認められるとの理解でよいか。	ません。
45	Ⅱ -2 リ スクの特(定・評価・ 低減			【対がめれる 事⑥	「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」とあるが、顧客リスク評価の方法はスコアリングによる評価に限定されていないとの理解でよいか。	
46	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	3)リスク の低減		【対成 が が な る 事 事 8	改正案の新⑧が新設されました。新⑧は、現行 II -2(3)(ii)【対応が求められる事項】b.に対応するものと見受けられますが、当該事項(【対応が期待される事項】)に相当する内容を【対応が求められる事項】に格上げしたものでしょうか。	そのような理解で差し支えありません。
47		3)リスク の低減	(ii)顧	【対成 が めれ 項】 8	現行では「不明瞭」の文言が使用されていますが、改正案 II ー2(3)(ii)【対応が求められる事項】新 ⑧は「合理的ではない」の文言を使用しています。後者は前者よりも範囲を広いと解されますが、改正 案では、「リスクが高い取引等」について従前よりも幅広に判断することを要請する趣旨でしょうか。	顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、追加的な措置を講ずることを求めています。

No.	該当箇所				コメントの概要	金融庁の考え方
48	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減		が	改正案では、現行 II -2(3)(ii)【対応が求められる事項】b.に対応するものと見受けられます。そして、現行の【対応が期待される事項】b.では、「顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地調査等、追加的な措置を講ずること」との記載がされていましたが、改正案の【対応が求められる事項】では「営業実態や所在地等を把握するなど」の文言に変更されています。改正案では、「顧客やその実質的支覇者との直接の面談や実地調査」という例示文言がありませんが、このような手法は、改正案の下においても把握方法の1つに含まれ得るという理解でよろしいでしょうか。	そのような理解で差し支えありません。
49	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【対がめれ事 8	改正案は、「営業実態や所在地等を把握するなど」との文言を使用していますが、「営業実態や所在地等」の把握は例示項目であり、リスクが高い取引等について営業実態や所在地等の把握は常に必須のものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、例示項目ではありますが、リスクが高い取引等においては、 営業実態や所在地等の把握は必須のものであると考えます。
50	Ⅱ −2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【対 が が あ る 事 9	顧客管理において、マネロンリスクが低いと判断した顧客について「顧客情報の調査範囲・手法・更新 頻度等を異にしたりする」といったSDDを行うという、円滑な取引の実行への配慮が求められているが、 この考え方には、積極的な顧客情報調査の留保という考え方も含まれているのでしょうか。 積極的な顧客情報の調査を留保する場合の留意点があれば、示していただけないでしょうか。	本ガイドラインにおける「リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)」とは、リスクが低いと判断した顧客について、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりすることをいいます。その中には、ご指摘の対応も含まれると考えます。
51	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	めら れる	「顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりする」とありますが、具体的にはどのように調査 範囲・手法・更新頻度等を異にすることを想定していますでしょうか。更新頻度については現行の旧⑨ニのように、高リスク判断顧客は調査頻度を高め、低リスク判断顧客は調査頻度を低くするという対応を 想定しているのでしょうか。	そのような理解で差し支えありません。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
52	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		【対がめれ事① ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「イ. 取引類型や顧客類型等に着目し、」が「イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、」に改正した意図をお伺いしたい。当行では顧客単位にリスク評価を実施することは、大規模なシステム投資が必要となることから、顧客単位の格付ではなく、反社会的勢力該当者等、顧客類型に基づく顧客の格付を実施してきたが、今次の改正により、当該手法ではガイドラインが求める水準を一切満たさないということか。それとも当該手法であっても、マネロン・テロ資金供与のリスク評価が適切に行われ、顧客類型に基づく顧客格付の結果、リスクに応じた低減策が講じられているのであれば、リスクベースのアプローチ手法として、引き続き認められると理解してよいか。	
53	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減		【対がめれ事① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現行の旧⑨イでは、顧客「類型」の文言が使用されていますが、改正案の新⑩イでは、顧客「属性」の文言が使用されています。後者は前者よりも限定される内容であるとも評価され得ますが、両者にどのような違いがあるでしょうか。	本ガイドラインでは、金融機関等に対し、全ての顧客について顧客リスク評価を行うことが重要であることを明記するため、【対応が求められる事項】として整理しましたが、その手法については、従前の取扱いを排除する趣旨ではありません。
54	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【対がめれ事®	現行版は似たようなグループ単位(顧客類型)ごとのリスク評価が許容されている理解ですが、改正版では1人もしくは1団体の顧客単位でのリスク評価が求められるということでしょうか?	
55	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減		【対がめれ事① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「II-2リスクの特定 評価 低減 3リスクの低減 ii顧客管理(カスタマーデューディリジェンス)対応が求められる事項10二及びホ」に関して、各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合及び定期的に行われるべきことは、顧客情報の確認ではなく顧客のリスク評価だと考えます。	Ⅱ -2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩二においては、各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認をすることを求めています。そして、同【対応が求められる事項】⑪ホにおいては、こうした継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客の顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずることを求めています。
56	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		められる	Ⅱ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩ホ. の前段の「顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講じること」とは、「情報更新を行ったその顧客の顧客リスク評価を見直し、その当該顧客に対し、当該顧客の見直し後のリスクに応じたリスク低減措置(EDD、CDD、SDDなどレベルに応じた措置)を講じること」を示しているとの理解でよいか。	継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見 直し、当該顧客に対し、リスクに応じた個別具体的なリスク低減措置を講ずる
57	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減		が求 める 事項】	改正案では、顧客のリスク評価を見直「し、リスクに応じたリスク低減措置を講じること」との文言が追加されています。この追加ですが、リスク評価の見直しのみならずリスクに応じたリスク低減措置を講じることまでも要請する趣旨でしょうか。また、改正案では、「リスクに応じたリスク低減措置を講じる」との文言が使用されており、顧客のリスク評価を見直したとしても変更度合が僅少であるような場合には従前のリスク低減措置を維持することも可能である(常に新たなリスク低減措置を講じることを求めるものではない)との理解でよろしいでしょうか。	ことを求めています。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
58	Ⅱ −2 リ スクの特 定・評滅 低滅		(ii)顧 客管理	【対 が めれ 事 ⑪ ホ.	正期的なマイロンリスク評価を踏まえて、取引モーダリンクンテリオの人れ替え等を実施しています。一方、顧客リスク評価は、periodic reviewの頻度、強度に反映させるべきものであり、取引モニタリングシナリオ、フィルタリングは、特に制裁対象者の検知はzero toleranceでもありますので、法人、個人で取るによった。オースの数字は大きなで、スペットをしますが、原文リスク語像にかられる。オークを担ち	
59	Ⅱ −2 リ スクの特 定・評価・ 低減			が求 めら れる 事項】	改正案では、「特に、取引モニタリング・フィルタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること」との文言が追加されています。この追加ですが、継続的な顧客管理を踏まえて顧客リスク評価を見直した場合には取引モニタリング・フィルタリングに当該評価を適切に反映することを求めるという趣旨でしょうか。また、その場合、「適切に反映」すれば足り、常に評価を変更することが求められるものではない(他の要素等を考慮した結果、評価に変動がないこともあり得る)という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること」に修正いたします。
60	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減			が求 める 事項】	当行では取引モニタリングについては顧客のリスクレーティング等に応じた閾値等を設定し、リスクの高い顧客については取引が検出しやすい設定をしていますが、取引フィルタリングについては顧客のリスク評価(リスクレーティング)に応じてフィルタリングを実施するしない、または検出率を調整するということを行わず、すべての顧客が行う取引について同じ条件で一定以上の検出率によるフィルタリングを実施しています。また、リストの更新時についてもすべての顧客を対象に照合を実施しています。このアプローチでは問題があるということでしょうか。	
61	II - 2 リスクの特・ 医・ 氏 低減	(3)リスク の低減		が求 める 事項】	Ⅱ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩ホ.の後段の「取引モニタリング・フィルタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を反映すること」とは、具体的にはどのようなことを指すのかご教示いただきたい。 (例えば、以下の質問についてもそれぞれご回答いただきたい) ① 例えば、「ある顧客のリスク評価を見直してしからMになった場合に、当該顧客の取引について、見直し後のMの敷居値の適用でモニタリングされること」というようなことを意図しているとの理解でよいか。 ② 例えば、取引モニタリングにおけるシナリオの敷居値を、見直した顧客のリスクに応じて設定・変更する等との認識でよいか。 ③ 「取引モニタリング」に「見直した顧客リスク評価を適切に反映する」とはどのようなことか。 ④ フィルタリングについて、顧客リスク評価を反映するとはどのようものを指すのか(「最新の顧客情報等を踏まえフィルタリングを実施し、当該結果を顧客リスク評価に反映する」という理解でよいか」。	顧客について行った上、当該顧客リスク評価に応じた取引モニタリングを実施することを意味しています。 具体的な方法については、II - 2(3)(iii)の【対応が求められる事項】①に記載しているとおりですが、個別のご質問に対する回答としては、次のとおりです。 ②…ご理解のとおりです。 ②…ご理解のとおりです。 ③…見直した顧客リスク評価を踏まえ、取引モニタリングシステムにおける敷居値を変更したり、取引時に調査する顧客情報の収集の内容・方法を変更し

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
62	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減				団体と言うのは何を意味するのか。今回新設された項目であるため、具体的に記載をお願いしたい。またその背景も教えて頂けるとより理解が深まるためご教示お願いしたい。	
63	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		れる	「団体」とは何を意味しますでしょうか。法人格がある法人のほか、法人格のない社団・財団も含む趣旨でしょうか。また、「団体」には、民法上の任意組合、商法上の匿名組合、有責法上の投資事業有限責任組合(LPS)、有限責任事業組合(LLP)やこれらに相当する外国法上の組合は「団体」に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	
64	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理		形成している「グループ」とは何を意味しますでしょうか。平成30年2月6日付パブコメ回答191番以下で示された「グループ」に関する解釈と同様でしょうか。	
65	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		【対期 が待れ項】 a.	「団体の顧客」、「団体が形成しているグループ」とは、具体的にどのようなものを指すか。 NPO法人のようなイメージか、それともグループ会社か。	「団体」及び「団体が形成しているグループ」の範囲については、機械的に判断されるものではなく、当該「団体」及び「グループ」自体の性質や、「団体」がグループ内で有する地位や影響力等に応じて、個別具体的に判断する必要があります。
66	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		【対期 お は は る る 。 a.	「団体の顧客」の対象範囲は機械的に判断されるものではないと考えるが、定義の明確化あるいは具体的な着眼点を示してほしい。 また当該団体が形成するグループの有無の確認方法についても具体的に例示してほしい。	
67	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【対 が期 さる 事 a.	Ⅱ-2(3)(ii)【対応が期待される事項】aに関し、「団体の顧客」とは、具体的にどのようなものが該当するかご教示いただきたい。また、併せて「当該団体が形成しているグループ」とはどのようなものが該当するかご教示いただきたい。	
68	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		【対 が 持 る 事 a.	「団体の顧客」、「当該団体が形成しているグループ」が具体的にどのような先を想定しているのか教え て頂きたい。	

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
69	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減		(ii)顧 客管理	【対 が 持 る 事 a.	「団体」の定義は、法人等(NGO/NPO、SPC等含む)理解で良いですか	
70	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【対 が 期 さる 事 a.	「グループ全体」と記載がありますが、グループと見なす関係性の指標など具体的にお示し頂きたい(例えば、連結子会社など)	
71	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		【対期 が 持る 事 a.	「II-2 リスクの特定・評価・低減(3)リスクの低減(2)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス) 対応が期待される事項a.」にある『団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること』について以下を確認させていただきたい。企業年金基金は母体企業とは別の法人格を持った基金であり、当該基金において年金資金を管理・運用及び給付を行います。また、規約型企業年金は年金規約に基づき、企業と信託会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。資産運用会社がこれらの企業年金と投資一任契約を締結する際には、母体企業及び母体企業グループにおけるマネロン・テロ資金供与リスクも勘案し顧客リスク評価に反映することが期待されているのでしょうか。それとも、母体企業の事業内容や高リスク国との商流や拠点の有無等に応じて母体企業のマネロン・テロ資金供与リスクを勘案し顧客リスク評価へ反映するか否かは各金融機関の判断によるところとし、母体企業及び母体企業グループのマネロン・テロ資金供与リスクを切り離して顧客リスク評価することも許容されるという理解でよろしいでしょうか。	「団体」及び「団体が形成しているグループ」の範囲については、機械的に判断されるものではなく、当該「団体」及び「グループ」自体の性質や、「団体」がグループ内で有する地位や影響力等に応じて、個別具体的に判断する必要があります。
72	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減			待さ れる	今回の改正(案)において、「a.団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、 当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案 すること」が新設された。ガイドラインに則った適切な対応策を講じるためにも、ここでいう「団体」及び 「団体が形成しているグループ」の定義・範囲等を明確にしていただきたい。	
73	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減		待さ れる	締結先法人のグループに属する他社の情報取得には限界があると思われ、リスクの勘案も相応に限定的となることが想定されます。 顧客から聞き取れる範囲の情報やHPや新聞報道などの公知情報を用いリスクを勘案するという趣旨と 理解してよろしいですか。	団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該 団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資 金供与リスクを勘案することが期待されます。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
74	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【対 が 持 る 事 a.	Ⅱ-2(3)(ii)【対応が期待される事項】aに関し、「グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること」とは具体的にどのような対応をイメージしているのかご教示いただきたい。	当該グループのうち、制裁国周辺地域と取引を行っている先が存在する場合等には、グループを形成している団体の顧客のリスク評価に重大な影響を及ぼし得る先として、当該リスクを勘案することを想定しています。
75	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【対応 が期 待るる 事項】	改正案は、【対応が期待される事項】旧a.が削除されていますが、これは当該事項(対応が期待される事項)に相当する内容を【対応が求められる事項】⑥に格上げしたことによるものでしょうか。	改正前の本ガイドラインにおいては、【対応が求められる事項】の例示として「顧客類型ごと」の方法、また、【対応が期待される事項】の例示として「顧客ごと」の方法(いわゆる顧客リスク格付)を例示していましたが、今回の改正において、これらの例示を削除することにより、全ての顧客について顧客リスク評価の実施を求めることを【対応が求められる事項】として整理しました。
76	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	客管理	【対応 が期される 事項】	項)に相当する内容を【対応が求められる事項】⑧に格上げしたことによるものでしょうか。	本ガイドラインでは、金融機関等に対し、全ての顧客について顧客リスク評価を行うことが重要であることを明記するため、【対応が求められる事項】として整理しましたが、その手法については、従前の取扱いを排除する趣旨ではありません。
77	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【先な 取み 例】	改正案では、現行の【先進的な取組み事例】のうち継続的な顧客管理が削除されています。この削除はどのような理由によるのでしょうか。現行の【先進的な取組み事例】は引き続き有用なpracticeであるものの、ある程度浸透したため、【先進的な取組み事例】とまでは言えなくなった(ので削除した)という趣旨でしょうか。	
78	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	的な 取組 み事	改正案では、現行の【先進的な取組み事例】のうち顧客リスク格付が削除されています。この削除はどのような理由によるのでしょうか。現行の【先進的な取組み事例】は引き続き有用なpracticeであるものの、ある程度浸透したため、【先進的な取組み事例】とまでは言えなくなった(ので削除した)という趣旨でしょうか。また、顧客リスク評価に係る事項が【対応が求められる事項】⑥に格上げしたことによるものでしょうか。	当該事例は、既に多くの金融機関等において実施している事例であり、「先進 的な取組み事例」とはいえないことから、削除しております。
79	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧客管理	【先な 知 の 別 の 別	改正案では、外国PEPsリスク格付の導入・付与が削除されています。この削除はどのような理由によるものでしょうか。現行の【先進的な取組み事例】は引き続き有用なpracticeであるものの、ある程度浸透したため、【先進的な取組み事例】とまでは言えなくなった(ので削除した)という趣旨でしょうか。あるいは、PEPsリスク格付の導入・付与を強く推奨するものではないという趣旨でしょうか。	B J : ひつ人可担 v / 子 [7]] C 1 の v · C C A · つ 、 円 j 所 し C (3 プ み ブ o
80	II-2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理		今回の改正案において、継続的顧客管理や顧客リスク格付けの【先進的な取組み事例】として記載されていた事項が、【対応が求められる事項】や【対応が期待される事項】に変更されず削除となった趣旨を示してほしい(現行のガイドラインを踏まえた行内態勢を構築してきた経緯があるため)。	

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
81	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(ii)顧 客管理	【先 生 な 組 事 例	改正案では、外国PEPsに関連する事項につき「顧客に」照会することが追加されています。この追加は確認対象を明確にする趣旨の改正でしょうか。	そのような理解で差し支えありません。
82	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減		(ii)顧 客管理	取組	II-2(3)(ii)【先進的な取組事例】に関し、外国PEPsに対する照会事項として「離職後の経過期間」とあるが、経過期間について勘案すべき具体的な年数の想定はあるのか。それとも、年数に関係なく、現在でも影響を及ぼす存在を勘案すべきとの趣旨か。	
83	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	グ・フィ	が求 めら れる	現行①では「適切な取引モニタリングを実施すること」が要請されていますが、改正案新①では、「取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること」との文言が使用されています。これは、取引モニタリングの実施のみならず体制構築・整備を要請する趣旨でしょうか。また、組織整備・規程整備等が必要になるという趣旨でしょうか。	ご理解のとおりですが、II -2(3)(iii)【対応が求められる事項】①イ.及びロ.の措置を含む体制構築・整備をすることが必要となります。
84	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(3)リスク の低減	J	が求 めら れる	改正案新①では、イ、ロの措置が挙げられていますが、これらの措置は例示であり、対応は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	「以下を含む」体制構築・整備をすると定めているとおり、II -2(3)(iii)【対応が求められる事項】①イ.及びロ.の措置についても対応が必要となります。
85	Ⅱ −2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	引モニ タリン グ・フィ	が求 める 事項】 ②	「II-2 リスクの特定・評価・低減(3)リスクの低減(iii)取引モニタリング・フィルタリング」に関して、有価証券の発行体等について、取引約定前及び保有期間中に内外の制裁リストと照合を行うこと及び制裁に係る法規制等の遵守についての方針や手続き等も策定することを【対応が求められる事項】に追記頂きたい。 昨今、国外の制裁規制内容が多様化・複雑化しています。米国を例に取ると、制裁対象者(SDN)との取引禁止だけでなくNon-SDN規制である制裁規制対応も重要な課題と考えます。例えばSSIやE.O. 13959のように制裁対象企業への融資や投資規制が発動され、ゲートキーパーとして金融機関による迅速な規制遵守態勢構築が求められる場面も多くなっています。このような規制動向を背景に国内外の制裁に係る法規制等の遵守対応の一環として、金融取引の当事者に対するスクリーニングに留まらず保有有価証券に対するスクリーニングの実施及び方針等の文書化が必要と考えます。	各金融機関等ごとの個別具体的な事情については、各金融機関等において、必要に応じて検討いただくべきものと考えますが、保有有価証券に対する発行体や実質的支配者に対するリスト照合も必要であり、方針等の文書化もII - 2(3)(iii)【対応が求められる事項】②ロ.の「必要な措置」として整理されるものと考えます。
86	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減		タリン グ・フィ	が求 めら れる	現行①では「適切な取引フィルタリングを実施すること」が要請されていますが、改正案新①では、「取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること」との文言が使用されています。これは、取引フィルタリングの実施のみならず体制構築・整備を要請する趣旨でしょうか。また、組織整備・規程整備等が必要になるという趣旨でしょうか。	ご理解のとおりですが、II -2(3)(iii)【対応が求められる事項】②イ.及びロ.の措置を含む体制構築・整備が求められます。
87	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減		(iii)取 引モニ タリン グ・フィ ルタリン グ	が求 めら れる	改正案新②では、イ、ロの措置が挙げられていますが、これらの措置は例示であり、対応は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	「以下を含む」体制構築・整備をすると定めているとおり、II -2(3)(iii)【対応が求められる事項】②イ.及びロ.の措置についても対応が必要となります。

No.		該当箇	听		コメントの概要	金融庁の考え方
88	Ⅱ -2 リ スクの特(定・評価・ 低減	の低減	(iii)取 引モニ タリン グ・フィ グ グ	が求 める れる	「制裁対象の検知基準がリスクに応じた設定」とは具体的にどのようなものか。 照合の範囲や頻度・タイミングについて規定されているということか。もしくは照合システムのあいまい検 知設定をリスクに応じてレベル分けしているかということか。	取扱業務や顧客層を踏まえて、取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能の設定を適切に行うよう、定期的に調整することを想定しています。
89	II - 2 リ スクの特(定・評価・ 低減	の低減	(iii)取 引モニ タリン グ・フィ ルタリン グ	が求 めら れる	取引関係者(その実質的支配者を含む)とあるが、取引関係者が法人の場合を想定しているのか教えていただきたい。	「取引関係者」には法人に限らず個人も含まれ、取引関係者が法人の場合は 実質的支配者も含まれます。
90			タリン グ・フィ	が求 めら れる	イの取引フィルタリングは送金時のスイフトの電文について実施することを想定していますでしょうか。 通常、スイフトの電文には送金先、受取人以外の実質的支配者等の取引関係者については電文に含められていません。また、すべての場合において輸出入品目についても電文に含めることを想定されていますでしょうか。	当庁としては、SWIFTの電文に含まれている全ての情報のみならず、取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者も含む)、輸出入品目等)につい
91		3)リスク の低減	引モニ タリン グ・フィ	が求 める れる	実質的支配者については別途財務省の外為検査ガイドライン制定時のパブコメにより、個別具体的に受取人が北朝鮮に居住する自然人や北朝鮮に主たる事務所を有する法人等により実質的に支配されている法人ではないこととの確認で差し支えないという回答を得ているため、実質的支配者固有の名称を取得してはおりませんが、あくまで制裁対象のリスクが高い取引の場合において実質的支配者の詳細を確認し、取引前のフィルタリング(制裁リスト等との照合)を実施するという対応で問題はないでしょうか。	て照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているかを検証し、その上で適切に照合するなど、的確な運用を図ることを求めています。
92	II - 2 リ スクの特(定・評価・ 低減	の低減	タリン	が求 めら れる	Ⅱ-2(3)(iii)②ロ.として追加された経済制裁対象等が指定された場合の対応に関する規定は、これまでの金融機関への要請事項を加重するものではなく、その要請の趣旨を本項で明記したものと理解してよいか(基本的には、令和元年6月26日付金監督発第2258号「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化について」の「①資産凍結等経済制裁への対応」で要請されている内容をガイドライン上で明記したのみと考えてよいか)。	そのような理解で差し支えありません。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
93	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	わしい 取引の	めら れる	改正案では、疑わしい取引の届出の該当性に関して、「疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ」、「顧客が行っている事業」に照らした取引態様を考慮して判断する旨が追記されました。これらの考慮要素は例示であり、該当性の判断に常に参照することは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	基本的には列挙されている各項目全てを考慮して届出の要否を検討すること が必要になると考えます(なお、犯収法第8条第2項及び同施行規則第26条各 号の各項目を考慮することも、法令上の対応として求められます。)。
94	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減		(v)疑	められる	改正案では、疑わしい取引の届出の該当性に関し、「取引に係る国・地域」を考慮すると追記されました。この考慮要素は例示であり、該当性の判断に常に参照することは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	
95	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(v)疑 わしい 取引の 届出	_	改正案では、現行⑦に記載のある届出を「複数回行うなど」の記述が削除されています。これは、複数回届出はリスクが高い顧客に該当する要素になるものの、敢えてガイドラインに明記する必要はないということで削除したのでしょうか。	疑わしい取引の届出を1回でも行った顧客は、それを契機として当該顧客のリスク評価の見直しを検討する必要があることを明確にするため、「複数回行うなど」という部分を削除しました。
96	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	システ ムの活	めら れる	IT システムの活用 において、経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、IT システムの活用の可能性を検討すること、とありますが、ここでいう経営陣とは、具体的な役職の想定はあるでしょうか?具体的な分析は、業務執行者により行われ、その分析・検討結果に基づき経営陣が検討を行う、という整理で良いでしょうか?	収労庫にセンブは、フォロン・・・テロ※全州も対策に係る業務負担本、配答如案
97	II -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(vi)IT システ ムの活 用	めら	ITシステムの活用において、「経営陣がITシステムの活用の可能性を検討すること」が求められているが、主語が経営陣となっているのは何故でしょうか。	経営陣においては、マネロン・テロ資金供与対策に係る業務負担を、所管部署等から報告を受けることなどにより、適宜適切に把握し、ITシステムを活用することで、有効性の向上及び業務の効率化が図られ、効果的かつ迅速に対応できると判断される場合においては、ITシステムの活用を検討することが求められています。なお、「経営陣」の定義等については、平成30年2月6日公表時のパブリックコメントNo.6に対する回答をご参照ください。
98	II -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(vi)IT システ ムの活 用	めら れる	改正案では、「経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討すること」の項目が新設されています。 改正案では、(既に実施済でなければ新たに)経営陣にてITシステムの活用の可能性を検討することが要請されるという理解でよろしいでしょうか。	

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
99	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(vi)IT システ ムの活 用	_	改正案では、現行の④が削除されています。削除されたのはどのような理由でしょうか。改正案のⅡ-2(3)(iii)【対応が求められる事項】新①を新設し、当該箇所に実質的内容を移動したためでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(3)リスク の低減	(vi)IT システ ムの活 用	_	改正案では、現行の⑤が削除されています。削除されたのはどのような理由でしょうか。改正案のⅡ-2(3)(iii)【対応が求められる事項】新②を新設し、当該箇所に実質的内容を移動したためでしょうか。	こ、生件のこのがです。
101	定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	(i)海 外送金 等	めら れる	外国送金等の対応に関して、コルレス先等のリスク評価にて「現地当局の監督のスタンス」を踏まえたリスク評価が求められているが、「現地当局の監督のスタンス」とはどのような情報を指しているのでしょうか。 また、どのようにリスク評価に活かすことが求められているのでしょうか。	
102	定・評価・		(i)海 以 送 全	【対応 がめれる事④	II -2(4)(i)【対応が求められる事項】④に関し、コルレス先のリスク評価について「現地当局の監督のスタンス等を踏まえた上でリスク評価を行うこと」とは、具体的にどのような対応をイメージすればよいのかご教示いただきたい。	金融機関等ごとに関係する現地当局は異なると考えますが、関係する現地当局のコルレス業務や海外送金業務を行う金融機関等への監督指針、処分内容・頻度等を踏まえた上で、各金融機関等においてリスク評価をすることを求めているものです。
103	Ⅱ -2 リ スクの特 定·評価・ 低減		(i)海 外送金 等	【対応 が め れ 事 項】	「現地当局の監督のスタンス等を踏まえた上でリスク評価を行うこと」について、「等」を含め、具体的な取り組みの着眼点を示してほしい。	
104	Ⅱ −2 リ スクの特 定・評価・ 低減		(i)海 外送金 等	めら れる	「対応が求められる事項」としてコルレス先と委託元金融機関等について、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢などからリスク評価を行い、リスクベースで継続的な監督を行っていくことが求められている。コルレス先と委託元金融機関等とでは、当行と先方との関係は異なり、また、それぞれの関係で生じえるリスクおよびその管理手法、実現可能な対処方法も異なるものと考えられます。	貴重なご意見として承ります。
105	Ⅱ −2 リ スクの特 定·評価・ 低減	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	(i)海 外送金 等	【対成 が が ある 事 ⑤	動機関のリスク対象所 リスク証件に広じて講じてこしがおめられていてしの理解です」いか	そのような理解で差し支えありません。

No.	該当箇所				コメントの概要	金融庁の考え方
106	定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	(i)海 外送金 ^笙	が 求 らる 事項】	融機関に委託元の金融機関の監視を義務付けている。 ここでいう「他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等」として想定しているのは、 大手銀行による地方銀行等が受け付けた海外送金の受託や信用金庫等が上部機関に受け付けた送	ご指摘の事例において、地方銀行等が資金移動業者のサービスの媒介のために店頭に会員申込書等を配置することにより、自身の顧客等が当該資金移動業者のサービスにアクセスしやすくする場合で、かつ、当該資金移動業者から対価を受け取るような場合には、マネロン・テロ資金供与への関与を回避することができるよう、当該資金移動業者のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢について確認することができるような誘勢を構築することが重要であるものと考えます。なお、地方銀行等自身も、自身に必要なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築することが求められます。
107	スクの特 定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	(i)海 从 关 全	【対 が が お ら る 事 8	改正案では、「送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合」との文言が定められました。「送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合」の検証ですが、リスクに応じて「必要に応じて検討」すれば足り、全件を対象に検討することまで必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	「送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合」には、コルレス先や委託元金融機関等と連携しながら、自らの顧客でない送金人及び受取人についても取引モニタリングの対象とするなどリスクに応じた厳格な顧客管理を行うことを必要に応じて検討することを求めています。
108	定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	(i)海 外送金	が 求 らる 事項】	中継金融機関の責務を示唆しているように理解しましたが、以下のようなケースは対象外と考えてよろしいでしょうか。 例1) 外国の金融機関(1)が円のノストロロ座を日本の金融機関(2)に保有しており、当行にある当行グループの外国金融機関(3)が保有するノストロ円口座に仕向てきた送金。この場合、顧客管理は(1)の責任であり、当行は(1)の金融機関とは委託関係は存在しません。 例2) 当行が(3)のために(2)に送金するパターンはどうでしょうか。	ご指摘のケースにおいては、中継銀行としてSWIFT電文上にある情報のリスト照合を適切に行うとともに、バルク送金や送金原資、送金目的に不自然な点があった場合には、KYCの対象であるコルレス先を通じて情報提供依頼を行うなど、リスクに応じた対応が求められます。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
109	スクの特 定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	金の融	全般	「輸出入及取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」とは、具体的にどのような取引が該当するのでしょうか。 L/Cや輸出為替以外にも、輸入の為の外国送金の原資となる融資取引についても、本ガイドラインにおける「輸出入及取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」に該当するのでしょうか。	
110	スクの特 定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	係る資 金の融	が求 めれる 事項】	「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」の対象取引について例示してほしい。	「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」については、貿易活動に基づく債務不履行時の保証、履行保証、信用供与等で構成されるものであり、例えば、輸出手形の買取り・輸入信用状開設に加え、輸出信用状の確認等を想定しています。なお、輸出入に係る単純な代金決済における海外送金については、本ガイドラインの II -2(4)(i)「海外送金等」をご確認ください。
111	スクの特 定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	金の融		本項目における「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」には、輸出入代金の決済を資金 使途とした海外送金業務を含むか。	
112	スクの特 定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	係る資金の融		「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」に関し、求められる対応を徹底するためには、 顧客等から貿易関係書類全般の提示を受けるなど、顧客に相応の負担を求めることとなる。 顧客の協力を得るためには国による広報活動、税関などの公的機関の協力も不可欠と考えられ、当局 として実効性のある対応を検討・実施してほしい。	貴重なご意見として承りますが、いかなる取引において、いかなる項目について、いかなる証跡を顧客に求めるかは、個々の金融機関等において、リスクベースで判断していただく必要があるものと考えます。
113	スクの特 定・評価・	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	係る資金の融	全般	「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」は、 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題(2019年9月)』(p.14)に記載のある「貿易 金融」と同義と理解してよろしいでしょうか? 同義でない場合には、違いとして認識しておくべき内容がありましたらご教示頂けますでしょうか?	ご理解のとおりです。

No.		該当箇	听		コメントの概要	金融庁の考え方
114		送金等を 行う場合 D留意点	係る資	が求 めら れる	改正案では、考慮すべきリスクの対象として「輸送経路」が挙げられています。「輸送経路」では何を考慮するのでしょうか。出港地、帰港地の他、中継地(経由他)も含まれるでしょうか。また、海上のルートも含まれるでしょうか。	
115	スクの特 送定・評価・ 行	送金等を 行う場合 の留意点	係る資	が求 めら れる	改正案では、考慮すべきリスクの対象として「利用する船舶等」が挙げられています。「利用する船舶 等」では何を考慮するのでしょうか。船籍でしょうか。船舶の所有者でしょうか。	輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価については、取引に関係する国・地域に対するリスクだけでなく、取引全体に対するリスクを勘案するように求めています。 「輸送経路」については、例えば、制裁対象国の瀬取りに利用されることがないかといった観点等から、必要な事項を考慮していただく必要があると考えますが、少なくとも、出向地、寄港地、中継地は確認していただく必要があるもの
116	Ⅱ −2 リ (ジスクの特 送定・評価・ 行 低減 の	送金等を	係る資 金の融	【対が が ある 事 ①	改正案では、考慮すべきリスクの対象として「取引関係者」が挙げられています。「取引関係者」では実質的支配者以外に何を考慮するのでしょうか。また、ここでの「実質的支配者」とは、資金の融通先(借入人)である顧客の実質的支配者を意味するということでしょうか。	と考えます。また、輸送経路を確認する中で、制裁対象国の付近を通過する場合には、制裁対象国が関与する取引でないかという観点から、制裁内容を確認し、制裁対象国・地域を通過していないかなどについても確認する必要がある場合もあり得るものと考えます。 「利用する船舶等」については、船舶が制裁対象に該当しないか、船舶の所有者、オペレータが制裁対象者に該当しないかといった観点から必要な事項を考慮していただく必要があるものと考えます。
117	II -2 リ (スクの特 定・評価・ 行 低減 の	送金等を 行う場合	係る資	が求 めら れる	取引関係者等(実質的支配者を含む)の定義を明確にしてほしい(KYCC:Know Your Customer's Customerまで求められるのか)。	「取引関係者」については、輸出入取引に係る資金の融通及び信用の供与等のリスクの特定及び評価に必要な関係者について考慮していただく必要があるものと考えます。その関係者に実質的支配者が存在する場合には、当該実質的支配者についても考慮していただく必要があるものと考えます。もっとも、いわゆるKYCCという顧客の顧客の本人確認手続まで求めるものではありません。
118		(4)海外 送金等を 行う場合	係る資	が求 めら れる	リスクの勘案に関して、顧客への確認のほか、リスクベースで判断するための着眼点(例えば「輸送経路」の把握方法等)を示してほしい。	

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
119	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減		係る資 金の融	が求 める れる	「輸送経路、利用する船舶、取引関係者(実質的支配者を含む)」について、取引先が仲介業者に輸出入を依頼している場合や、海外Eコマースを利用している場合の確認は困難なことが想定される。制裁チェックの確認以上のリスクを勘案する取組みについて、具体的な対応があれば例示してほしい。	輸出入取引等の「輸送経路」を把握する方法としては、船舶等の寄港地や航跡の管理、AIS情報のモニタリング等の方法がありますが、仲介業者等を介する場合には、当該仲介業者等を通じて、必要な対応を実施していただくべきものと考えます。
120	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減		係る資金の融	が求 める れる	財務省「外国為替検査ガイドライン」と重複する部分(例えば取引関係者(実質的支配者を含む)など) について、当局間でスタンスが異なることがないように、十分に情報連携を図ってほしい。	貴重なご意見として承ります。
121	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減		係る資 金の融	が期 待さ れる	Ⅱ-2(4)(ii)【対応が期待される事項】aに関し、「取扱いを制限する商品及び顧客の属性をリスト化することを通じて、リスクが高い取引を的確に検知すること」とあるが、その検知方法については、システムによる対応やマニュアルによる対応など、その方法は問わないとの理解でよいか。	
122	II - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	送金等を 行う場合	引等に 係る資 金の融	が期待る事項】	ク内容を把握するものと理解しました。 そこで、リスクの低減措置と円滑な取引の実行の両観点での質問になりますが、 処理工程の初めにそのような指標やリスト等と照らし合わせてリスクを特定・評価した結果、リスクの高	全ての取引について適切にリスク評価が行われ、取引モニタリング・フィルタリングの対象となることを前提とし、事前に整理した指標に基づき、リスクの高い取引については、追加的な確認を行うなどして、リスクベースによる取組みが行われることを期待しています。なお、事前に整理した指標については、自らの規模・特性や業務実態等を考慮して、定期及び随時に見直すことが期待されています。

No.		該当箇	所		コメントの概要	金融庁の考え方
123	Ⅱ - 2 リ スクの特 定・評価・ 低減	送金等を	(出引係金通信供)入等るの及用与輸取に資融びの等	【対応期さる事 b.	こと」とあるが、例えば、専門性の高い商品(製品)やシステム開発費等、商品等の価格が適正な価格であるかどうかの妥当性判断が困難なものについてどのような対応をすればよいか、その考え方についてご教示いただきたい。	市沢品、汎用品等、市場価格を把握することが困難とまではいえない商品等については、金融機関等において把握可能な情報から考えられる市場価格との乖離がないか、その乖離は合理的か否かを検討することが期待されます。なお、市場価格を判断することが困難な物・サービスが輸出入取引等の目的となっている場合には、取引関係者等について深堀調査をするなどして、異なる観点からマネロン・テロ資金供与リスクを低減させる措置を実施することが期待されます。
124	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	係る資 金の融	【対応期 さる 事 b.	商品の市場価格との差異を確認する際のリスクベースの対応として、例えば、リスト規制やキャッチオール規制にかかる規制対象貨物等について、税関等本邦当局の対応状況、参考となる指標、確認手法等を整理したものを示してほしい。	貴重なご意見として承ります。
125	Ⅱ -2 リ スクの特 定・評価・ 低減	(4)海外 送金等を 行う場合 の留意点	係る資 金の融	が期 待さ れる	「書類受付時に通常とは異なる取引パターンであることが確認された場合」とあるが、「通常」と「異なる取引」の判断基準を例示してほしい。	例えば、事前に金融機関等において把握している顧客の業務内容や取扱商品等と整合しないような輸出入取引が挙げられます。前提として、輸出入取引を行うような顧客については、その業務内容や主たる取扱商品、主たる取引の相手方等について、金融機関等において把握していることが重要であると考えます。
126	Ⅱ −2 リ スクの特 定・評滅 低滅	(5) Fintech等 の活用	ı	待さ れる	「新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行うこと」の記載について、新技術の活用においてAI等の活用を検討する場合(例えば、疑わしい取引検知の高度化やアラートの自動判定などでの活用が考えられる)、AI等が合った結果に対するあり、意味のできませずまで、よるなのでは、これのでは、「あいる」となって、また。その際はよのようなのできませずまで、ようなのでは、これのでは、これのでは、これのできませずまで、ようなのできませずます。	新技術の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行うことを期待しています。また、AI等が行った結果に対する透明性/説明性は、十分考慮されるべき点であり、利用する金融機関等が、AI モデルの判定ロジックにおいて、一般的には、どの説明変数がどの程度の重要度で利用されるかを示す情報(説明変数の寄与度)の取得に関して、合理的な時間内で取得可能であること、及び、変数の寄与度が金融犯罪検知や疑わしい取引の検知の文脈で解釈可能であることなどが考えられます。

No.	ā	該当箇所	÷		コメントの概要	金融庁の考え方
127	III ママン コン・テロック コン・サーク ロン・サーク ロン・サーク ロン・サーク ロン・サーク ロン・サーク ロン・テーク は、 ロン・サーク は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	_		か期待さ	マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA) における対応が期待される事項として、「必要に応じ外部専門家等の適切性や能力について内部監査部門が事後検証を行うこと」との記載がありますが、能力ではなく、「採用や選定の妥当性の検証を行う」としていただきたいです。また、事後検証を行う部門は必ずしも内部監査部門に限られないため、内部監査部門等としていただきたいです。	たれ 笠の娘の映呂が独立した立根から怜証を行ることを押往していますの
128	Ⅲ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_	_	1寸で ね Z	Ⅲ−1【対応が期待される事項】に追加されたC. は、あくまでも外部専門家等のレビューを受ける場合の留意点を示すものであり、これまでのガイドラインと比べて、外部専門家等によるレビューを受けるかどうかの必要性を加重するものではないことを念のため確認したい。	本改正は、外部専門家等を利用する際の留意点を示すものであって、金融機関等において、外部専門家等によるレビューを受ける必要性を高めたり、外部専門家等によるレビューを受ける義務を課したりする趣旨のものではありません。
129	Ⅲ マテロタ マテロタ マテ供に マテチ の できまり できない できない できない できない できない できない できない できない	_	_	待さ れる	マネロン・テロ資金供与対策を改善していく為、外部専門家等の活用について「対応が期待される事項」 として明記されている。一方、外部専門家等の適切性および能力についても検証が求められていると考 えられるが、その方法は事後の内部監査部門による検証に限定されるものではなく、各金融機関毎に 選定基準を設けて選定するという手法も許容されるものであることを確認願いたい。	検証を一切不要とすることなく、適切に検証することが期待されています。外部
130	IIIー1ン・ コン・ コン・ ライス・ 会策方統・ 動定・検直し (PDCA)	_	_	【対応 が待れ項 c.	改正案では、「外部専門家等の適切性や能力」の文言が定められています。この適切性や能力はどのように検証すればよいでしょうか。業務経験、資格等により検証するということでしょうか。	業務経験や資格等は考慮要素の1つとなり得ますが、外部専門家等による検証結果の合理性等について、独立した立場で内部監査部門が検証を行うことで、金融機関等が利用した外部専門家等の適切性や能力等の検証が行われることが期待されています。

No.		該当箇	听		コメントの概要	金融庁の考え方
131	Ⅲネロ与係計計策施 ーロ資対る手等で ・画定検直 を ・ ・ の の の の の の の の の の の の の の の の の	_	_	【対が待れ事 c.	改正案では、「外部専門家等の適切性」とありますが、「適切性」にはサービスに見合う報酬・対価の額も含まれるという理解でよろしいでしょうか(マネロン・テロ資金対策のためのコンサルティングとしてサービスに見合わない高額な報酬を請求するケース等を想定した質問です。)。	サービスの対価の合理性判断について、金融機関等と外部専門家等における 契約の中で、協議・検討すべきものと考えます。
132	Ⅲネロ与 針計策施 見のでまる ままま はいまま はいまま はいまま できまる まま はいまま できまる はいます できまる はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	_	_	が期 待 る 事項】	示してほしい。	事前の検証においては、ご指摘いただいたような項目について検証することが期待されます。内部監査部門の事後検証においては、プロセスが履践されているということのみならず、検証結果等の内容等からして、当該外部専門家等の能力や適切性を検証することが期待されています。
133	Ⅲネロ与 針計策施 見の 1ン金策方続の実証しる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	_		「外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告し、その承認 を得ること」とのルールベースの記載をしている背景を示してほしい。	ガイドラインにおいては、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載しています。
134	Ⅲ-2 経営陣の 関与・理 解	_	_	【対応 が求らる 事⑥	改正案では、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、(経営陣は報告を受ける形で関与するのでは足りず、)積極的・能動的な「経営陣の承認」の手続が必要になる との理解でよろしいでしょうか。	経営陣は、形式的に承認手続を行うことにとどまらず、マネロン・テロ資金供与対策を金融機関等における重要な経営上の課題と位置付け、同対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて積極的に関与することが求められています。

No.	該当箇所				コメントの概要	金融庁の考え方
135	Ⅲ — 5 職員の確 保、育成 等			_	職員の確保・育成等については、職員ばかりフォーカスしていますが、役員(社外役員も含む)や管理職なども研修を受けさせるなどマネロン・テロ資金供与リスクに係る最新情報を触れさせるよう、記載していただきたい。	本ガイドラインでは、経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する研修等につき、自ら参加するなど、積極的に関与すること(Ⅲ-2【対応が求められる事項】⑦)や、管理部門にマネロン・テロ資金供与対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置すること(Ⅲ-3(2)【対応が求められる事項】④)を求めています。
136	Ⅲ - 5 職員の確 保、育成 等	_	_	かられる。	講状況・内容等を見直す」ことが追記されています。本ガイドラインの導入後、民間においてAMLCFTに 関する通信講座、資格試験、e-learning等による研修等が実施されていると理解していますが、この記	同じ内容の研修を受講させる必要性は低いものと考えますが、NRAの内容やFATFにおける業態別のガイダンスが改訂されたり、金融機関等が直面するリスクに変化が生じたりした場合には、必要に応じて、従来の研修をアップデートした上で、既受講者も対象とした検証を実施することが求められるものと考えます。
137	Ⅲ-5 職員の確 保、育成 等	_		めら れる	改正案では、「必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直す」ことが追記されています。例えば、階層(経営陣、幹部、管理職、平社員)や部門(1線、2線、3線)、習熟度(資格試験の取得状況、効果測定の結果状況等)に応じて異なる対象・内容・回数で研修等を実施することは、新④の「必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直す」ことに含まれるでしょうか。	ご理解のとおりです。